

京都市上下水道局管理規程第21号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「, インターネットを通じて電子入札システムに到達させなければならない。」を「, インターネットを利用し, 又は入札端末機(電子入札システムを用いて入札を行うために設置する専用の電子計算機をいう。以下同じ。)を使用して, 送信しなければならない。」に改め, 同条第3項中「インターネットを通じて」を「インターネットを利用して」に改め, 同条第6項を第7項とし, 第5項を第6項とし, 第4項を第5項とし, 第3項の次に次の1項を加える。

4 電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者は, 入札端末機を使用して入札データを送信しようとするときは, 入札端末機利用者カード(入札端末機の利用者を特定するために市長が発行する磁気カードをいう。以下同じ。)に記録された電磁的記録を入札端末機に読み取らせ, パスワード(入札者を識別するための番号, 記号又はその他の符号をいう。以下同じ。)を入力することにより, 本人確認を受けなければならない。

第10条第2項中「予定価格」の右に「並びに入札者の数又は商号及び氏名(法人にあっては, 名称及び代表者名)」を加える。

第12条第8号中「インターネットを通じて」を「インターネットを利用して」に改め, 同条第10号を第12号とし, 第9号を第11号とし, 第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 入札者が入札端末機を使用して入札データを送信しようとする場合において、入札端末機利用者カード及びパスワードによる本人確認を受けていないとき。
- (10) 入札端末機利用者カードの交付を受けた者以外の者が、当該入札端末機利用者カードを使用したとき。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第17条の2第1項第5号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第5号までに掲げる債券を入札保証金に代わる担保として提供させる場合において、当該債券が次の各号に掲げる債券であるときは、当該各号に掲げる方法をもって債券の提供に代えさせることができる。

- (1) 国債ニ関スル法律の規定に基づき登録された債券 当該債券を質権の目的として登録させ、その登録済通知書の提出を受けること。
- (2) 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券 当該債券を質権の目的としたことにつき、本市がその社債等（同法第2条第1項に規定する社債等をいう。）の振替を行なうための口座における質権欄（同法第68条第3項第4号又は第91条第3項第4号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。）に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けること。

第18条に次の2項を加える。

- 3 入札保証金又は入札保証金の納付に代えて提供させた担保は、契約保証金又は契約保証金に代わる担保に充てることができる。この場合において、過不足を生じたときは、剰余額を還付し、又は不足額を追徴するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第17条の2第2項の規定により債券の提供に代

えて提供させた担保の落札者の決定後の解除の手続については、別に定める。

第19条中「インターネットを通じて」を「インターネットを利用して」に改める。

第32条第6号中「かし担保責任」を「かし担保責任」に改める。

第37条の見出し中「還付」を「還付等」に改め、同条本文中「履行後還付する。」を「履行後に還付する。」に改め、同条ただし書中「担保義務が存続する間その全部又は一部を留保することがある。」を「担保義務が存続する間は、その全部又は一部を留保することがある。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第34条の2第2項の規定において準用する第17条の2第2項の規定により債券の提供に代えて提供させた担保の契約の履行後の解除の手続については、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部用度課)